

## 住田町空き家・空き地情報バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住田町における空き家、空き地の有効活用を通して、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家・空き地情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に人が使用していない建物又は人が使用していても相当の未使用部分を有し、人が使用していない建物と同様の状態にある建物をいう。
- (2) 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の未使用部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (3) 空き家・空き地情報バンク制度 町内に存する空き家又は空き地（空き家又は空き地となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）の登録及び利用希望者に関する登録を通して、空き家等登録者及び空き家等利用登録者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (4) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 申込者 空き家・空き地情報バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等をいう。
- (6) 空き家等登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (7) 利用希望者 住田町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者をいう。
- (8) 利用登録者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地情報バンク制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

### (空き家等の登録申込み等)

第4条 申込者は、空き家等情報バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家等情報バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家等情報バンク登録台帳（以下「空き家等台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家等情報バンク登録通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家・空き地情報バンク制度によることが適当と認めるときは、当該空き家等の所有者等に対して同制度への登録を勧めることができる。

### (空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、前条第1項の規定により提出した空き家等情報バ

ンク登録申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその内容を町長に届け出なければならない。

( 空き家等台帳の登録の抹消 )

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家等台帳の登録抹消の申し出があったときは、当該空き家等台帳の登録を抹消するとともに、空き家等情報バンク登録取消通知書(様式第4号)により、当該申込者に通知するものとする。

( 空き家等利用希望者の登録の申込み等 )

第7条 利用希望者は、空き家等情報バンク利用希望者登録申込書(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家等利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家等情報バンク利用登録通知書(様式第7号)により、当該申込者に通知するものとする。

( 利用登録者に係る登録事項の変更の届出 )

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した空き家等情報バンク利用希望者登録申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその内容を町長に届け出なければならない。

( 利用希望者台帳の登録の抹消 )

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、空き家等情報バンク利用登録取消通知書(様式第8号)により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が趣旨に反する判断されたとき
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 空き家等情報バンク利用希望者登録申込書の内容に虚偽があったとき
- (4) 利用希望者台帳の登録抹消の申し出があったとき
- (5) その他町長が利用希望者台帳への登録が適当でないとして認めるとき

( 情報提供等 )

第10条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う、空き家等の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

( その他 )

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。